

第8章 公共施設等の整備に関する方針

8-1 公共施設の整備の方針

道路、公園、河川等の公共施設が景観に及ぼす影響は大きく、良好な景観形成のために先導的な役割を果たす責務があります。

公共施設整備に当たっては、景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針の遵守に努めるとともに、国が定める公共施設関連のガイドラインや本市で定める公共建築関連のガイドライン*¹および「ひょうたん島光環境ガイドライン*²」を参照するものとします。

* 1：徳島市における公共建築関連のガイドライン

【都市景観デザインマニュアル ー公共建築と外部空間ー】

平成3年度に作成した公共建築物等に関する指針。建築計画・配置計画・植栽計画から設計プロセスに至る一連の項目について、その推奨指針を示している。

* 2：「ひょうたん島光環境ガイドライン」

【ひょうたん島光環境ガイドライン～「LEDが魅せるまち・とくしま」を目指して～】

平成23年度に策定された「光」をテーマとしたまちづくりの実現に向けた光環境に関するガイドライン。本市の中心部に位置する「ひょうたん島」において、ひょうたん島全体での統一感を保ちながら個性的な水辺の夜間景観の創出を図るため、先進的な都市照明の在り方を定めている。

『ひょうたん島水と緑のネットワーク構想』で策定された8つのゾーンとひょうたん島内部および周辺の寺町などの10地域の公共空間などに対して、光環境計画の方針等を示している。

8-2 景観重要公共施設の指定の方針

道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園などの公共施設は、景観形成に重要な役割を果たすことから、景観上特に重要となる公共施設については、関係機関や管理者等と連携を図り、景観重要公共施設に指定することを検討します。

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設の指定の基本方針は次のいずれかに該当するものとします。

- ① 都市の骨格や軸等となる主要な公共施設
- ② 良好な景観形成において、重要な役割を果たしている公共施設
- ③ 市民から親しまれ、市民の暮らしに大きく影響している公共施設

(2) 景観重要公共施設の指定の対象となるもの

- ① 道路法による道路
- ② 河川法による河川
- ③ 都市公園法による都市公園
- ④ 海岸法による海岸保全区域などに係る海岸
- ⑤ 港湾法による港湾
- ⑥ 自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑦ 津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
- ⑧ 漁港漁場整備法による漁港
- ⑨ その他景観法施行令で定める公共施設

8-3 景観重要公共施設の整備の方針

景観上特に重要となる公共施設を景観重要公共施設として指定を検討するに当たり、景観に影響のあるものについて、その整備の方針を定めます。

なお、今後、具体的な公共施設を景観重要公共施設として指定する場合には、景観法第8条第2項第4号口の規定に基づき、その整備に関する事項を景観計画に定めます。

■ 景観重要公共施設の整備の方針

景観重要公共施設の整備の基本方針は次のとおりとします。

①道路法による道路

道路は、都市交通の骨格としての機能を持つほか、歩道や植樹・植栽帯などにより市民に安全や安心、うるおいを与え、暮らしの軸となる重要な公共空間です。整備に当たっては、良好な景観形成を目指し、歩道や植樹・植栽帯、街灯、電柱などは周辺景観との調和を図ります。

橋梁は、重要な都市骨格の一部に位置付けられるものであり、河川とともに人の目にふれる重要な景観要素となっています。橋梁整備は、周辺環境に配慮するとともに、施設の構造やデザインに配慮した整備を行います。

②河川法による河川

河川は、人々の暮らしにうるおいと憩いを与える場所です。周辺の公共施設とのネットワークづくりや緑、水辺空間のLEDの光を活用した空間整備などにより、快適な親水空間を創りだします。また、河川周辺に広がる生態系にも配慮し、継続的な河川環境の維持・保全に努めます。

③都市公園法による都市公園

公園は、市民が身近に自然・歴史・文化に触れることができる憩いの場だけでなく、新たな交流が生まれる場所です。自然・歴史・文化・交流の場として、景観まちづくりの拠点となるような施設整備を行います。

④海岸法による海岸保全区域などに係る海岸

水との関わりの深い本市では、海岸は海とのつながりを生み出す大切な場所です。人工構造物のない自然海岸は、人々が海や自然を感じることで憩いの場となっています。海岸の整備に当たっては、「徳島県海岸保全基本計画」を基本とするとともに、自然景観に配慮しながら、利用の促進を図り、人々に親しまれる景観形成を行います。

⑤港湾法による港湾

港湾は、本市の産業を支え、また海の玄関口として重要な場所です。景観と産業の調和を目指すとともに、海の玄関口にふさわしい景観形成を行います。

⑥自然公園法による公園事業に係る施設

自然公園は、自然環境の保護と快適な利用推進をもとに指定されています。公園事業においては、指定の方針を十分に理解したうえで、自然環境を損なうことがないように施設整備を行います。

8-4 景観重要公共施設に関する許可基準の方針

景観重要公共施設における電柱、街路灯、広告塔、バス停留所、アーケード、電力機器、河川等に架かる水管橋や鉄橋その他の占用物件についても、景観に影響のあるものについて、その設置の許可基準の方針を定めます。

なお、今後、具体的な公共施設を景観重要公共施設として指定する場合には、景観法第8条第2項第4号八の規定に基づき、管理者等の同意のもと、その許可の基準を景観計画に定めます。

■ 景観重要公共施設の占用等の許可基準の方針

景観重要公共施設の占用等の許可基準は次の基本方針に基づくものとします。

- ①景観重要公共施設の整備方針に適合する意匠・形態、色彩等とします。
- ②周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮した配置とします。
- ③沿道の建築物等とのバランスに配慮した意匠・形態、高さ、規模とします。
- ④眺望景観の妨げとならない配置、意匠・形態、色彩、高さ、規模とします。